

ご契約の際には、「ご契約のしおり 定款・約款」および「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」(本書面)をご確認のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。

〔「ご契約のしおり 定款・約款」記載事項の例〕

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| ●お申込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について | ●解約と返戻金について |
| ●告知義務について | ●契約内容の変更等について |
| ●年金・死亡給付金をお支払いできない場合について | ●生命保険契約者保護機構について |
| ●配当金について | |

「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」はお申込みいただくご契約の内容や、ご契約にともなう重要なことからのうち、特にご確認・ご注意いただきたい事項を記載しています。

明治安田生命の個人情報のお取り扱いについて

個人情報の利用目的

- お客さまのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくため、ご契約のお申込みに際して、お客さま情報を取得させていただきます。なお、明治安田生命は取得させていただきましたお客さま情報を、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。
 - ・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ・明治安田生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ・その他保険に関連・付随する業務

個人情報の留意事項

明治安田生命の個人情報の取扱いについて、特にご留意いただきたい事項は以下のとおりです。

- お客さまの身体・健康状態に関する情報について
 - ◆お客さまの身体・健康状態に関する情報は、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。
 - ◆また、取得させていただきました情報は、保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、および医事研究・統計の目的に限定して利用させていただきます。
 - ◆なお、保健医療等の機微(センシティブ)情報につきましては、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる目的に利用目的が限定されております。

- 明治安田生命におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田生命保険相互会社の保険契約締結の媒介を行う方で、保険契約締結の代理権はありません。

したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して明治安田生命保険相互会社が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人に関するお問い合わせは、

明治安田生命保険相互会社 総合代理店業務部 代理店サービスグループ TEL03-3283-1781までご連絡ください。

募集代理店からのお知らせ

- この商品にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店の苦情・ご相談の受付先については募集代理店にご確認ください。
- この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする**生命保険**です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本の返済が保証されていません。なお、死亡給付金は基本保険金額(一時払保険料)が最低保証されます。

(お問い合わせ、ご照会)
募集代理店

(ご契約後のご照会)
引受保険会社

 **明治安田生命保険相互会社**

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
電話 03(3283)8111番(代表)
ホームページ <http://www.meijiyasuda.co.jp/>

募I-12-056(12.04)総代業 L 9040015

明治安田の 堅実ねんきん

5年ごと利差配当付利率変動型一時払個人年金保険

たしか
かな
お受取り。
かしこく
ふやして、



特に重要なお知らせ (契約概要・注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

ご契約前に必ずお読みください。

この「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」は、「I. 商品パンフレット」、「II. 特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」で構成されております。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。特に主な免責事由等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、必ずご確認ください。

この「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」のほか、ご契約内容に関する詳細は「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

**この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする
生命保険であり、預金とは異なります。**

 **明治安田生命**



はじめにご確認ください。

1.この商品は生命保険です

この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

2.この商品はクーリング・オフ制度の対象です

申込日(申込書の記入日)または「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」(本書面)の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます。消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。

3.解約返戻金について

解約された場合の返戻金は、契約年齢・性別・経過年数等によって異なりますが、ご契約後一定期間内に解約された場合の返戻金は、一時払保険料を下回ります。また、一定期間経過後に解約された場合でも、返戻金は一時払保険料を上回ることはありません。

「堅実ねんきん」の特徴

特徴

1 年金原資は、契約日に確定します。
資産を堅実にふやすことができます。

⚠年金原資は、契約日の年齢・性別・予定利率により異なります。

特徴

2 解約返戻金は、契約日に確定します。
一時払保険料と同額となる年数も確定します。

⚠ご契約後一定期間内に解約された場合の返戻金は、一時払保険料を下回ります。
また、一定期間経過後に解約された場合でも、返戻金は一時払保険料を上回ることはありません。

※詳しくは8ページをご覧ください

特徴

3 据置期間は、5年または10年からお選びいただけます。

⚠ご契約時に選択された据置期間の変更はできません。
据置期間中の死亡給付金は、基本保険金額(一時払保険料)と同額となります。
市場金利情勢によっては、お取り扱いしない据置期間があります。

■ご契約に際して

据置期間	5年・10年		
年金種類	5年・10年・15年確定年金		
被保険者の契約年齢* (保険年齢)	年金種類	据置期間5年	据置期間10年
	5年確定年金	0歳～87歳	0歳～82歳
	10年確定年金	0歳～82歳	0歳～77歳
	15年確定年金	0歳～77歳	0歳～72歳
基本保険金額 (一時払保険料)	100万円～5億円(10万円単位) ※15年確定年金の場合、150万円からとなります。 ※同一被保険者がすでに明治安田生命の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。		
告知	職業告知		
増額	お取扱いはありません。		
契約者貸付	お取扱いはありません。		
年金開始日の変更	年金開始日の前日に、明治安田生命の定める取扱いの範囲内で、年金開始日を変更することができます。 ※年金開始日を変更された場合の死亡給付金・解約返戻金・年金原資は、契約日に確定した金額とは異なります。		

*契約日における被保険者の契約年齢(保険年齢)は、満年齢とは異なる場合があります。
契約日が直前の誕生日から6ヵ月以内の場合、契約年齢(保険年齢)は満年齢と同一となります。また、契約日が直前の誕生日から6ヵ月を1日でも超えている場合、契約年齢(保険年齢)は満年齢に1歳を加算します。
[例] 1月1日生まれで満年齢が60歳の方は、契約日とその年の7月1日以降になると、契約年齢(保険年齢)は61歳に切り上がります。

商品パンフレット

商品パンフレット

明治安田の 堅実ねんきん

かしこくふやして、たしかなお受取り

特徴 年金原資は、契約日に確定します。

1 資産を堅実にふやすことができます。

⚠️ 年金原資*1は、契約日*2の年齢・性別・予定利率*3により異なります。

特徴 解約返戻金は、契約日に確定します。

2 一時払保険料と同額となる年数も確定します。

⚠️ ・ご契約後一定期間内に解約された場合の返戻金は、一時払保険料を下回ります。
・また、一定期間経過後に解約された場合でも、返戻金は一時払保険料を上回ることはありません。

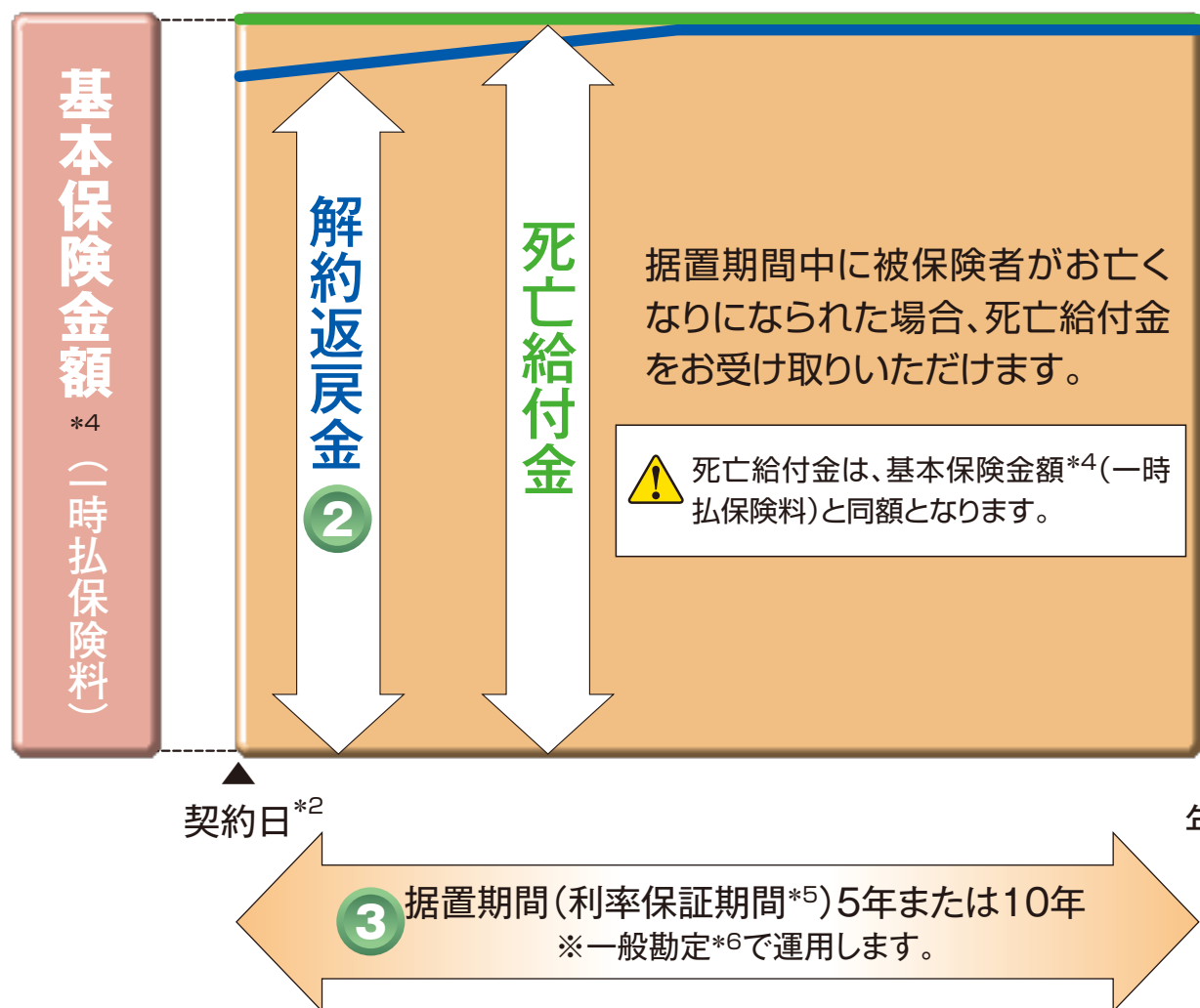
※詳しくは8ページをご覧ください

特徴 据置期間は、5年または10年からお選びいただけます。

3 据置期間は、5年または10年からお選びいただけます。

⚠️ ・ご契約時に選択された据置期間の変更はできません。
・据置期間中の死亡給付金は、基本保険金額(一時払保険料)と同額となります。
・市場金利情勢によっては、お取り扱いしない据置期間があります。

商品のしくみ (イメージ図)



選べる受取方法

■ 年金受取
5年・10年・15年確定年金からお選びいただけます。



■ 一括受取
年金でのお受取りにかえて、一括でお受け取りいただけます。



※年金開始日の一括受取は、年金の支払い(第1回の年金を含む)にかえて年金支払期間中の未払年金の現価(年金原資と同額)をお受け取りいただけます。

⚠️ 年金年額については、年金開始日の基礎率等(予定利率等)により算出されますので契約日には確定しません。

予定利率と年金原資額・実質利率について

⚠️ 下表の予定利率は例示であり、実際に適用される予定利率とは異なります。ご契約に際しては、必ず明治安田生命が定める最新の予定利率をご確認ください。なお、一時払保険料が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。

据置期間 5年、一時払保険料1,000万円の場合の年金原資額
[下段カッコ内は実質利率*7]

契約日の予定利率		年0.80%	年0.90%	年1.00%
男性	40歳	1,009.6万円 (0.19%)	1,014.7万円 (0.29%)	1,019.9万円 (0.39%)
	60歳	1,009.4万円 (0.18%)	1,014.6万円 (0.29%)	1,019.9万円 (0.39%)
	80歳	1,008.3万円 (0.16%)	1,014.0万円 (0.27%)	1,019.8万円 (0.39%)
女性	40歳	1,009.6万円 (0.19%)	1,014.7万円 (0.29%)	1,019.9万円 (0.39%)
	60歳	1,009.6万円 (0.19%)	1,014.7万円 (0.29%)	1,019.9万円 (0.39%)
	80歳	1,009.2万円 (0.18%)	1,014.5万円 (0.28%)	1,019.9万円 (0.39%)

据置期間 10年、一時払保険料1,000万円の場合の年金原資額
[下段カッコ内は実質利率*7]

契約日の予定利率		年0.90%	年1.10%	年1.30%
男性	40歳	1,029.5万円 (0.29%)	1,051.2万円 (0.50%)	1,073.3万円 (0.70%)
	60歳	1,029.2万円 (0.28%)	1,051.8万円 (0.50%)	1,075.0万円 (0.72%)
	80歳	1,025.4万円 (0.25%)	1,055.0万円 (0.53%)	1,085.5万円 (0.82%)
女性	40歳	1,029.5万円 (0.29%)	1,051.1万円 (0.49%)	1,073.1万円 (0.70%)
	60歳	1,029.4万円 (0.29%)	1,051.2万円 (0.50%)	1,073.6万円 (0.71%)
	80歳	1,029.1万円 (0.28%)	1,054.3万円 (0.53%)	1,080.1万円 (0.77%)

※予定利率以外の保険料率については、2012年4月現在のものです。
※上記実質利率は、小数第3位以下を切捨て表示しています。
※受取時の課税は考慮していません。

*1:年金原資
年金原資は、年金開始日における将来の年金をお支払いするために必要な積立金のことをいいます。

*2:契約日
契約日は、被保険者が告知をした日、または明治安田生命が一時払保険料相当額を受け取った日(指定口座への着金日)のいずれか遅い日になります。

*3:予定利率
契約日の予定利率は、毎月1日と16日に設定され、据置期間(利率保証期間)を通じて適用されます。なお、一時払保険料が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。実際の利回りは、実質利率(*7)となります。

*4:基本保険金額
基本保険金額は、死亡給付する場合の基準となる金額と同額となります(ただし、が減額された場合を除きます)。

*5:利率保証期間
利率保証期間は、同一の予定利率を適用する期間のことをいい、ご契約時に選択いただく据置期間(5年または10年)と同じになります。

*6:一般勘定
一般勘定は、運用実績に関わらず保険金が一定である定額保険の資産を管理・運用する勘定のことです。

*7:実質利率
実質利率は、年金原資額から算出した一時払保険料に対する実際の年換算利回り(複利)となります。

契約概要

- 「契約概要」には、商品内容に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- 「契約概要」に記載されたお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表の事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

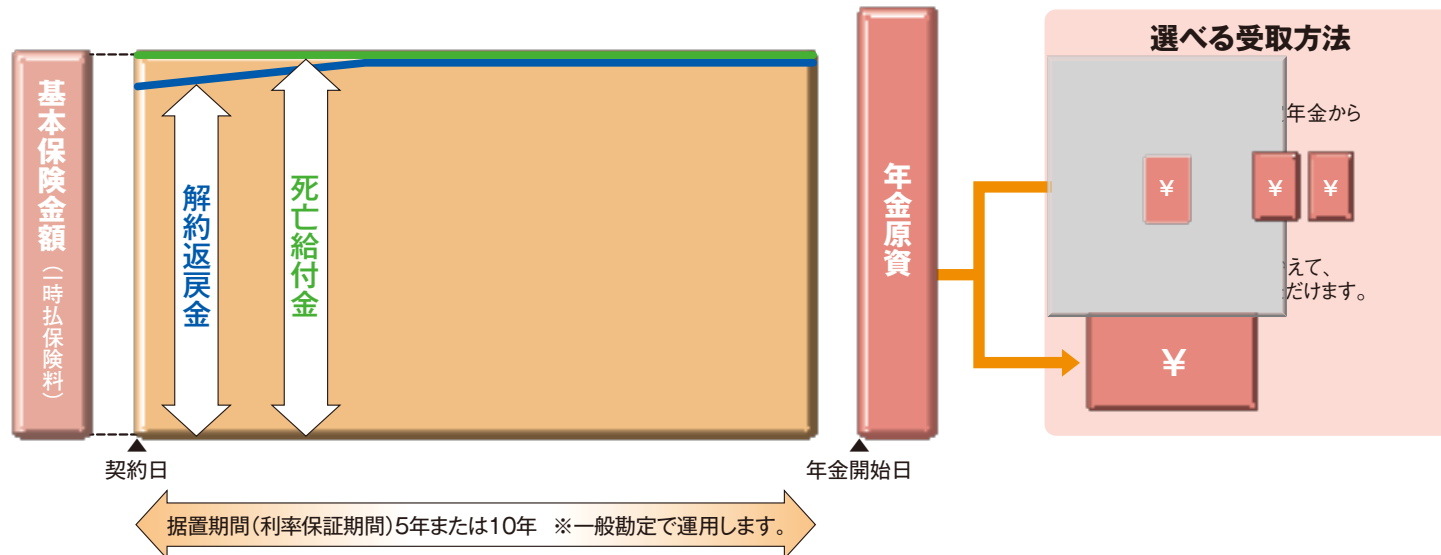
1. 引受保険会社の名称と住所等について

- 名称 明治安田生命保険相互会社
- 住所 本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
連絡先 明治安田生命コミュニケーションセンター 0120-662-332
ホームページアドレス <http://www.meijiyasuda.co.jp/>

2. 商品の特徴としくみ

- 保険商品の名称(正式名称) 5年ごと利差配当付利率変動型一時払個人年金保険
 - 商品の特徴
 - ・この商品は、据置期間中の死亡保障を抑え、年金としてお受け取りいただく金額が多くなるように設計された生存保障重視型の年金保険で、解約返戻金・死亡給付金・年金原資は、契約日に確定します。年金原資は、契約日の年齢・性別・予定利率により決定します。
 - ・契約日の予定利率は、毎月1日と16日に設定され、据置期間(利率保証期間)を通じて適用されます。なお、一時払保険料が予定利率でそのまま複利運用されるわけではありません。
 - ・将来お受け取りになる年金年額は、年金開始日の基礎率等(予定利率等)に基づいて算出されますので契約日には確定しません。なお、毎年の年金にかえて、未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことが可能です。
 - ・据置期間中に被保険者が死亡された場合、死亡給付金が支払われます。死亡給付金は基本保険金額(一時払保険料)と同額となります。
- ※ただし、基本保険金額が減額された場合、減額後の基本保険金額が死亡給付金となります。

■ 商品のしくみ(イメージ図)



- 特約について
 - ・年金支払特約…死亡給付金は「年金支払特約」を付加することにより一時金にかえて年金でお受け取りいただけます。死亡給付金受取人のお申出により死亡給付金のご請求時に付加することができます(ご契約成立後、契約者のお申出により付加することも可能です)。
 - ・後継年金受取人指定特約…年金支払期間中に年金受取人が死亡された場合、あらかじめ指定いただいた後継年金受取人に年金を引き続きお支払いします。年金開始日以後に年金受取人のお申出により、被保険者の同意を得て明治安田生命が承諾したときに付加することができます。

3. お申込みに際して

- この商品は生命保険です
この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本の返済が保証されていません。

■ 年金・死亡給付金の主なお支払事由

	年金	死亡給付金
お支払事由	被保険者が年金開始日以後、年金支払期間中の毎年の年金支払日に生存されているとき	被保険者が年金開始日前に死亡されたとき
お支払額	年金原資に基づき、年金開始日における基礎率等により算出された年金年額	基本保険金額
受取人	年金受取人	死亡給付金受取人

※年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金の現価を年金受取人に一括してお支払いします。

■ 年金・死亡給付金をお支払いできない場合

年金・死亡給付金をお支払いできない場合の主な事由については、8ページの「注意喚起情報 4.次のような場合には、年金や死亡給付金をお支払いできないことがあります。」をご覧ください。

■ お取扱いの規程

年金種類	据置期間5年			据置期間10年			一時払保険料範囲 (10万円単位) ※一時払のみ
	契約年齢*1 (保険年齢)	年金開始年齢	保険期間*2	契約年齢*1 (保険年齢)	年金開始年齢	保険期間*2	
5年確定年金	0歳～87歳	5歳～92歳	10年	0歳～82歳	10歳～92歳	15年	100万円～5億円
10年確定年金	0歳～82歳	5歳～87歳	15年	0歳～77歳	10歳～87歳	20年	
15年確定年金	0歳～77歳	5歳～82歳	20年	0歳～72歳	10歳～82歳	25年	150万円～5億円

- *1 契約日における被保険者の契約年齢(保険年齢)は、満年齢とは異なる場合があります。契約日が直前の誕生日から6ヵ月以内の場合、契約年齢(保険年齢)は満年齢と同一となります。また、契約日が直前の誕生日から6ヵ月を1日でも超えている場合、契約年齢(保険年齢)は満年齢に1歳を加算します。
【例】1月1日生まれで満年齢が60歳の方は、契約日がその年の7月1日以降になると、契約年齢(保険年齢)は61歳に切り上がります。
- *2 保険期間は、据置期間と年金をお受け取りいただく期間の合計となります。
- ※市場金利情勢によっては、お取り扱いしない据置期間があります。
- ※同一被保険者がすでに明治安田生命の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。
- ※年金開始日の前日に、明治安田生命の定める取扱いの範囲内で、年金開始日を変更することができます。年金開始日を変更された場合の死亡給付金・解約返戻金・年金原資は、契約日に確定した金額とは異なります。
- ※基本保険金額(一時払保険料)、年金種類等、ご契約の具体的な内容につきましては、この「契約概要」および「堅実ねんきん 保険契約申込書」のお申込内容を必ずご確認ください。

4. 配当金・解約返戻金について

- 配当金
 - ・配当金は、資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日にお支払いします。ただし、資産の運用実績によっては、配当金をお支払いできないことがあります。
 - ・次のような場合には、5年ごとの契約応当日を経過する前でも、配当金をお支払いすることがあります。
 - 死亡給付金のお支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合
 - 解約される場合
 - 年金が開始される場合
 - ※ご契約から2年以内に解約される場合、配当金はありません。
 - ※解約される場合にお支払いする配当金は、死亡給付金のお支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合よりも少なくなります。

■ 解約返戻金

- ・ご契約後一定期間内に解約された場合の返戻金は一時払保険料を下回ります。
- ・詳しくは、8ページの「注意喚起情報 5.解約・減額と返戻金について」をご覧ください。

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しています。
- 特に、主な免責事由等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1. 8日以内であれば、お申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)。

- 申込日(申込書の記入日)または、本書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます。消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」)をすることができます。この場合には、お払込みいただいた金額をお返しいたします。
※お申込みの撤回等のお手続き終了までには、お申込内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでに保険証券を発送している場合があります。
 - お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により次の①～③の内容を記載した書面を明治安田生命宛上記期限内に発信してください。
 - ①契約者の氏名・フリガナ・住所・電話番号・印鑑(申込書に押印したものと同一印を押印)
 - ②商品名・一時払保険料・契約者ご本人名義の返金先口座(金融機関・支店名、預金種目、口座番号、口座名義人氏名(カナ・漢字))
 - ③お申込みの撤回等をする旨の文言

【書面の送付先】 〒135-0016 東京都江東区東陽2-2-11
明治安田生命保険相互会社 事務サービス企画部 ダイレクト事務サービスグループ
- ※書面は、個人情報保護の観点から、封書によるお申出をお勧めします。

2. 職業等について、ありのままを告知してください(告知義務)。

- 契約者や被保険者には職業等について告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから危険度の高い職業に従事している方等が無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、職業等、明治安田生命が「申込書」でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
 - 告知受領権(告知をお受けできる権限)は明治安田生命が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知受領権がなく、担当者に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
 - 明治安田生命の確認担当職員または明治安田生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または死亡給付金のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等についてご確認させていただくことがあります。
 - 告知いただくことについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、明治安田生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
 - 募集代理店の担当者(生命保険募集人)等が、告知をすることを妨げた場合または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合(以下、「告知の妨害等」)には、明治安田生命はご契約を解除することはできません。
ただし、明治安田生命がおたずねした告知事項について、担当者等による告知の妨害等がなく、契約者または被保険者が事実を告げなかった場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、明治安田生命はご契約を解除することができます。
- ※ご契約を解除した場合には、たとえ死亡給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。
この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があれば契約者にお支払いします。

3. 保険契約が承諾となった場合、告知と一時払保険料相当額のお払込みがともに完了したときから、明治安田生命はご契約上の責任を開始します(保障の開始)。

- お申込みいただいたご契約を明治安田生命が承諾した場合には、告知と一時払保険料相当額のお払込みがともに完了したときから、明治安田生命はご契約上の責任を負います。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して明治安田生命が承諾したときに有効に成立します。

4. 次のような場合には、年金や死亡給付金をお支払いできないことがあります。

- 免責事由に該当した場合(例:責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、契約者または死亡給付金受取人の故意による被保険者死亡等)。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消となった場合。
- 死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)や、契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合。
- 保険契約について、詐欺の行為がありご契約が取消となった場合や、年金や死亡給付金の不法取得目的の行為がありご契約が無効となった場合。

5. 解約・減額と返戻金について

- この保険は、据置期間中の解約返戻金の上限を死亡給付金とするしくみで保険料を計算しています。
- 解約・減額は年金開始日前であれば、いつでもお取り扱いいたします。
・解約された場合、ご契約は消滅します。
- 保険契約が解約・減額された場合の返戻金は、契約年齢・性別・経過年数等により異なります。
・ご契約後一定期間内に解約された場合の返戻金は一時払保険料を下回ります。
・また、一定期間経過後に解約された場合でも、返戻金は一時払保険料が上限となります。
- 基本保険金額は、年金開始日前であれば10万円以上10万円単位で減額することができます。
※減額後の基本保険金額は100万円以上(ご契約時に15年確定年金を選択された場合150万円以上)が必要です。

〔解約返戻金額が一時払保険料と同額になるまでの年数〕

下表は、予定利率が「据置期間5年:年0.80%・年0.90%・年1.00%」「据置期間10年:年0.90%・年1.10%・年1.30%」と仮定した場合の、それぞれの「解約返戻金額が一時払保険料と同額になるまでの経過年数*」を例示しています。実際に適用される予定利率とは異なりますので、ご契約に際しては必ず明治安田生命が定める最新の予定利率をご確認ください(生命保険募集人までご確認ください)。なお、一時払保険料が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。

据置期間 5年・5年確定年金の場合

契約日の 予定利率	性別	
	男性	女性
年0.80%	全年齢:4年	全年齢:4年
年0.90%	0歳~73歳:3年 74歳~87歳:4年	0歳~82歳:3年 83歳~87歳:4年
年1.00%	全年齢:3年	全年齢:3年

据置期間 10年・5年確定年金の場合

契約日の 予定利率	性別	
	男性	女性
年0.90%	0歳~56歳:6年 57歳~81歳:7年 82歳:8年	0歳~72歳:6年 73歳~82歳:7年
年1.10%	0歳~78歳:5年 79歳~82歳:6年	全年齢:5年
年1.30%	0歳~78歳:4年 79歳~82歳:5年	全年齢:4年

*経過年数とは、契約日から毎年の契約当日の前日までの期間のことをいいます

※契約年齢の上限は、ご契約時に選択された年金種類により異なります。上表の契約年齢範囲は、ご契約時に5年確定年金を選択された場合のものであります。

6. 保険金額等が削減される場合について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 明治安田生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
詳細に関するお問い合わせ先: 生命保険契約者保護機構 TEL03-3286-2820 ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

7. 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

- 現在ご契約の保険契約を解約、減額するときは、一般的に次の点について、契約者にとって不利益となります。
 - ・多くの場合、返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額となります。
 - ・新たなご契約は、現在のご契約と予定利率等が異なる場合があります。予定利率等が異なった場合、新たなご契約の保険金・給付金等は現在のご契約の金額を下回る場合があります。
 - ・現在のご契約と新たなご契約とで支払事由が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されない場合があります。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
 - ・一般の契約と同様に告知義務があります。告知内容によっては、新たなご契約のお申込みをお断りしたり、正しい告知をされなかったためにご契約が解除・取消しとなることがあります。

8. 相互会社の社員の権利義務について

- 明治安田生命は相互会社の形態をとっており、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。相互会社では、契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります。社員の権利には、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利等があり、主な義務としては保険料の払込義務があります。

9. 生命保険の税金について

- 生命保険料控除について

お払込みいただいた一時払保険料は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります。その年にお払込みいただいた他の生命保険料と合算し、一定の金額が総所得金額から控除されます。

※一時払のため、当該年のみの適用となります。

※個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の対象とはなりません。
- 解約返戻金受取時にかかる税金について

ご契約から5年以内に解約された場合には、解約差益に対し、一律20%の源泉分離課税が適用されます。5年を超えて解約された場合には、一時所得扱いとなり、所得税と住民税が課税されます。

なお、解約返戻金は基本保険金額(一時払保険料)が上限となりますが、配当金が支払われた場合、課税対象額が発生することがあります。

一時所得の課税対象額 = {解約返戻金 - 必要経費(既払込保険料) - 特別控除(50万円を限度とする)} × 1/2

※他の一時所得と合算します。

- 死亡給付金受取時にかかる税金について

死亡給付金受取時には、契約者・被保険者・死亡給付金受取人の関係によって、相続税、所得税・住民税(一時所得)、贈与税が課税されます。

[ご契約例]

	契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税の種類
①	本人	本人	配偶者(子)	相続税
②	本人	配偶者(子)	本人	所得税・住民税(一時所得)
③	本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

- 年金・一括受取時にかかる税金について

年金・一括受取時には、下表のとおり課税されます。

<年金受取人が契約者自身の場合>

受取方法	課税内容
年金受取	毎年の年金受取時に、年金の課税部分に対し、所得税・住民税(雑所得)が課税されます。
一括受取	一括受取時に、一括受取額の課税対象額に対し、所得税・住民税(一時所得)が課税されます。

<年金受取人が契約者以外の場合>


受取方法	課税内容
年金受取	年金の受取開始時に、相続税法上の年金受給権評価額に対し、贈与税が課税されます。また、毎年の年金受取時に、年金の課税部分に対し、所得税・住民税(雑所得)が課税されます。
一括受取	一括受取時に、一括受取額の課税対象額に対し、贈与税が課税されます。

※詳しくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。

※本書面に記載されている税務の取扱い等については、2012年3月現在の税制に基づくものです。今後、税制の変更に伴い、保険料のお払込み、保全お手続き、給付金等のお受取り、相続等に関する税務の取扱いが変わる場合があります。なお、個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署や税理士等専門家に必ずご相談・ご確認ください。

10. 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・ご相談について

- お手続きやご契約に関する苦情・ご相談、ご契約内容のご照会、各種お手続きについては、「明治安田生命コミュニケーションセンター」へご連絡ください。

明治安田生命コミュニケーションセンター  **0120-662-332**

月曜～金曜(除く祝日・年末年始)9:00～18:00 土曜(除く祝日・年末年始)9:00～17:00

- この商品に係る指定紛争解決機関は社団法人 生命保険協会です。
- 社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- ご契約後、明治安田生命から以下の書類をお届けします。

ご契約後	<ul style="list-style-type: none"> ●生命保険証券 ●生命保険料控除証明書 ・1月1日から9月30日までのご契約……………10月中旬に発送 ・10月1日から12月31日までのご契約……………ご契約成立後に順次発送
保険期間中	<ul style="list-style-type: none"> ●明治安田生命からのお知らせ(年1回) ・年金開始日以降は年金受取人に送付
年金開始日の約2ヵ月前	<ul style="list-style-type: none"> ●年金開始請求書
年金受取時	<ul style="list-style-type: none"> ●年金証書(年金開始時のみ) ●年金支払明細書兼残高通知書
各種手続き完了後	<ul style="list-style-type: none"> ●手続き完了のお知らせ

※上記は、2012年4月現在、郵送を予定しているものであり、名称・郵送時期等は将来変更となる場合があります。

11. 給付金等のご請求について

- お客さまからのご請求に応じて、給付金等のお支払いを行う必要がありますので、給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに「明治安田生命コミュニケーションセンター」にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり 定款・約款」・ホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp/>)に記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 明治安田生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者をご住所等を変更された場合には、必ず明治安田生命にご連絡ください。